

## 卒業の認定に関する方針

当校は、卒業認定会議規程に基づき卒業認定をしています。

卒業の認定は、以下の基準をすべて満たすことが必要です。(履修規程 第4条)

- (1) 修業年限が2年以上4年以内であること
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないもの
- (3) 当校で定める授業科目の73単位をすべて修得していること

また、単に単位の修得だけではなく、卒業時に身につけておく能力（ディプロマポリシー）として、以下のことを定めています。

卒業までに所定の単位を修得した者で、人間の尊厳と権利を尊重し、豊かな人間性を備え、人々の健康に貢献できる看護を实践できると認められた者が卒業となる。具体的には以下の6つの能力を有した者である。

- (1) 対象の尊厳・権利を守り、倫理に基づいた責任ある行動がとれる。(達成)
- (2) 科学的根拠に基づいて、対象に応じた安全・安楽な看護が実践できる。(達成)
- (3) 実践した看護を客観的な根拠に基づき振り返り、自己の成長に繋ぐことができる。(達成)
- (4) 看護への探究心を持ち、自らの課題解決に向け、主体的に学習し続ける。(向上)
- (5) 人々の多様な価値観を受け入れ、対象に寄り添い、思いに共感する。(向上)
- (6) 他領域の職種と連携・協働し、チームで働く一員としての基礎的な能力を持つ。(向上)